

高知市上下水道局私設配水管取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市給水条例（昭和48年条例第16号。以下「条例」という。）第3条第4号に規定する私設配水管の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(事前協議)

第2条 私設配水管の布設工事（以下「布設工事」という。）を申し込む者（以下「工事申込者」という。）は、工事着手の30日前までに上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と次の各号について事前に協議し、承認を受けておかなければならない。

- (1) 布設する目的
- (2) 布設の場所及び規模
- (3) 布設する私設配水管の構造及び材質
- (4) 予定する工事時期及び給水開始時期
- (5) 布設後の維持管理等及び無償譲渡に関する事項
- (6) その他管理者が特に必要と認める事項

(費用負担と所有権)

第3条 私設配水管の布設工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。

2 私設配水管の所有権は、前項の工事申込者に帰属する。

(維持管理等)

第4条 私設配水管の所有権者（以下「所有者」という。）は、布設する私設配水管について、次の各号に定める責務を負う。ただし、事前に次条に定める無償譲渡の申入れがなされた場合はこの限りではない。

- (1) 占用許可申請等については自らの名義で行い、当該許可等に附帯する一切の事項を自らの責任で履行すること。
- (2) 条例第20条の定めに基づき、私設配水管の維持管理を自らの責任で行うこと。
- (3) 前号の維持管理をするに当たっては、高知市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）のうち高知市内に店舗を持つものを管理人として選任し、その届（様式4）を管理者に提出しなければならない。
- (4) 私設配水管に異状が認められたときは、前号の管理人により速やかに修繕等の必要な措置を行い、その結果を管理者に報告すること。
- (5) 前号の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、市がこれを行う。これに要した費用は所有者が負担しなければならない。
- (6) 所有者及び第3号に定める管理人の変更その他重要な異動があったときには、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

2 前項に基づき維持管理等を行うときは、管理者と所有者とは、私設配水管維持管理等確約書（様式1）を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

(無償譲渡の申入れ)

第5条 所有者は、布設工事の申込み時又は完成後において、当該私設配水管を市に無償譲渡する旨の申入れをすることができる。

2 前項により無償譲渡をしようとする私設配水管は、次の各号に定める要件を具備するものでなければならない。

- (1) 管理者が行う検査に合格するもの又はしたもの
- (2) 譲渡しようとする私設配水管は、抵当権、質権、賃借権その他名義のいかんを問わず、所有権の完全な行使を阻害する一切の制限が排除されていること。
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

3 前2項に基づき無償譲渡の申入れがなされた場合は、管理者と所有者とは、私設配水管無償譲渡契約書（様式2）を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

（譲渡の確認）

第6条 市に当該私設配水管を無償譲渡しようとする所有者は、布設工事の完成後、私設配水管所有権譲渡届（様式3）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の私設配水管所有権譲渡届の提出をもって、譲渡の完了を確認するものとする。

（譲渡後の維持管理等）

第7条 譲渡後の私設配水管の維持管理及びその他給水に必要なすべての業務は管理者が行う。

2 前項の私設配水管には、何人も管理者の承認なく私権を設定することはできない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この要綱施行の際、既に私設配水管を設置し、又は、現に私設配水管を所有している者については、第4条から第6条までの規定を準用するものとする。ただし、第5条第3項に規定する私設配水管無償譲渡契約書は省略することができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。